

平成 29 年 9 月 12 日

指定通所介護事業所 管理者 各位

八王子市福祉部介護保険課

介護予防・日常生活支援総合事業の予防通所介護相当サービスにおける
事業所評価加算の取り扱いの変更について（通知）

平素より本市介護保険行政に御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、平成 28 年 9 月 9 日付「総合事業（予防通所介護相当サービス）における事業所評価加算の取り扱いについて（通知）」で、同加算の取り扱いを通知した所ですが、以下のとおり、その取り扱いを変更しますので、お知らせします。

内容を御確認の上、加算の届出・算定等御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 事業所評価加算について

事業所評価加算は、もとは、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションにおける加算です。効果的なサービスの提供を評価する観点から、そのサービス提供実績等を基に、評価基準に照らして算定可とされた事業所は、評価対象期間の翌年度のサービス提供にあたり、当該加算の算定ができるものです。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言う。）の予防通所介護相当サービスは介護予防通所介護の報酬体系を引き継いでおり、本市の予防通所介護相当サービスの報酬体系においても、事業所評価加算があります。

2 今後の取り扱い

事業所評価加算の算定可否の評価にあたり、「介護予防通所介護と、総合事業の通所型サービスの提供実績」を評価対象とします。

（例：平成 29 年を評価期間とし、期間中の「介護予防通所介護と、総合事業の通所型サービスの提供実績」を合わせて、評価基準を満たした場合、平成 30 年度（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）の本市の予防通所介護相当サービスの提供について、事業所評価加算を算定できる。）

3 変更前の取り扱い

昨年度の取り扱いでは、「介護予防通所介護の提供実績のみ」が評価対象となっていました。

4 変更理由

評価は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」と言う。）で行っています。

昨年度の時点では、国保連の評価作業において、総合事業の提供実績を評価対象に含めない事等を理由として、従前の取り扱いとしていました。

今年度評価実施分から、総合事業における通所型サービスの提供実績を評価対象に含めるよう、国保連審査システムの改修を行う旨、厚生労働省から通知があったため、上述の内容に取り扱いを変更します。

5 評価基準について

別紙「事業所評価加算の評価基準の概要について」のとおり

6 加算の届出について

事業所評価加算を算定するには、事前に加算の届出が必要になります。届出の方法等については、近日中に高齢者いきいき課より発出される通知を御覧の上、御対応ください。

7 その他

現在、国保連においてシステム改修中との事であり、その状況によっては、今後取り扱いが変更となる可能性がある事を申し添えます。

8 本通知に関するお問い合わせ

八王子市 福祉部 介護保険課 給付担当 tel:042-620-7416 fax:042-620-7418